

with コロナ 完全リモート非対面型研究限定公募

# Co-G.E.I.チャレンジ 2020

～「学部生・大学院生による工・芸共同研究」募集のお知らせ～

## コロナ禍のピンチをチャンスに変える！

“若さあふれる学生ならではの思いもよらない斬新なアイデアを提案して研究支援金（最大40万円）を獲得しよう！”



主催：東京工芸大学

オンライン申請期限：2020年10月1日（木）16時（厳守）

オンライン提出先：er-support@office.t-kougei.ac.jp（教育研究支援課 宛）

- ・斬新なアイデアを思いついたので応募したい
- ・申請書類の具体的な書き方がわからない
- ・支援責任者の先生が見つからない

・・・などありましたら、教育研究支援課までご連絡ください

教育研究支援課 e-mail:er-support@office.t-kougei.ac.jp

厚木キャンパス tel:046-242-9964（直）／中野キャンパス tel:03-3372-1321（代）

3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けて、できることをリモートで Challenge！

## 「Co-G.E.I.チャレンジ 2020」とは？

今年度も「Co-G.E.I.チャレンジ 2020」を実施します。この「Co-G.E.I.チャレンジ」とは、「Cooperative Good Educational Innovation」(協同して取り組む、優れた教育的革新)の頭文字をつなげた造語です。これは工学部と芸術学部という、本学の学部構成の特色を生かし、異なる学部・学科・コース(大学院生含む)に所属する複数の学生が協力して行う優れた研究活動に対して、大学の発展に寄与することを願って支援する事業です。

学生のみなさんから提出された応募書類をもとに、学長を委員長とした審査委員会で審査し、支援する研究活動を決定します。

なお、2020年度はコロナ禍における研究募集につき、「新しい生活様式」を意識して、完全リモート非対面型の共同研究に限定して公募します。

コロナ禍のピンチをチャンスに変える！

若さあふれる学生ならではの思いもよらない斬新なアイデアを提案してください。

公募に際しては、完全リモート非対面型共同研究であることが前提になります。

採択された場合であっても、本学構内、公共の場及び個人宅においての研究打合せに集うことは認められません。

※「非対面」の定義

これまでお互いが直接会って「対面」で行っていた打合せや業務について、WEB 会議ツール、その他 SNS 等の手法を用いて非接触型で業務を進めることを、ここでは「非対面」と定義します。

応募があった場合でも、前提条件に該当する研究がなかった場合や審査評価点が著しく低い場合には、採択なしとする場合があります。

### 1. 研究支援について

審査の結果、採択された活動には、1件につき40万円を上限として、大学から活動費用の支援を行います。

(※今年度は研究期間が約半年間の為、研究支援金も例年の2分の1の助成とします。)

### 2. 対象となる活動について

応募の対象となる研究活動は、次の条件を満たすものです。

- 1) 工学部・芸術学部の特色を生かした活動で、異なる学部・学科・コース(院生含む)の複数の学生が参加していること

ただし、「Co-G.E.I.チャレンジ」の趣旨・目的に沿った研究課題で、応募時点において異なる学部・学科・コース(院生含む)の複数の学生による参加の実態が無い場

合でも、将来的な参加への発展が見込める研究は応募を可能とします。

- 2) 学生のみなさんが自主的に行う研究活動であること
- 3) 本学の専任教員(1名以上)を指導(支援)責任者とする事
- 4) 2021年2月末日までに行う研究活動であること

#### <留意点>

- ① 研究活動が採択された場合、指導(支援)責任者を通じて予算執行を行います。
- ② 研究終了後3月下旬(別途指定日)までに成果をとりまとめた報告書(所定の様式 A4 4枚程度)を提出します。  
報告書は大学ホームページで公開する場合があります。また、翌年度以降、大学が実施するイベント等での成果公開や報告への参加を要請する場合があります。
- ③ 東京工芸大学後援会「学生作品発表活動奨励費」「学生と教員との共同活動等への教育・研究助成費」等、大学、後援会及び同窓会が支給する他の補助金への重複申請はできませんので、ご注意ください。

(参考)東京工芸大学「工・芸共同研究」規程  
(目的)  
第1条 この規程は、東京工芸大学(以下「本学」という。)の専任教員(学生含む)が、本学内の者と共同して行う特色ある研究(以下「共同研究」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定義)  
第2条 この規程において共同研究とは、特定の研究課題について学部間等において複数の者が共同で行う研究をいう。

### 3. 申請手続きについて

別添の申請書類に必要事項を記入し、エクセル形式の書類及びPDF化した書類を教育研究支援課のメールアドレスに締め切り日時までに提出してください(共同研究責任者欄は、学部生又は大学院生の代表者の氏名等を記載してください)。

申請する際、メールの件名は「Co-G.E.I.チャレンジ応募」とし、メール文中に共同研究責任者の学籍番号及び氏名を記載し、書類を添付してください。

教育研究支援課 e-mail : [er-support@office.t-kougei.ac.jp](mailto:er-support@office.t-kougei.ac.jp)

提出後、10月2日(金)までに受領確認の返信がない場合は、10月5日(月)までに教育研究支援課にメールにて照会してください。

### 4. 申請期間について

2020年9月19日(土)～10月1日(木)16時(厳守)

### 5. 審査方法について

学長を委員長とした審査委員会で申請書類に基づいて書面査読審査を行います。

書面査読審査は下記の観点から行われます。

但し、社会常識の認識と対応の観点から、新型コロナウイルス感染症に対する「新しい生活様式」を意識することが求められています。

審査対象は、完全リモート非対面型共同研究であることが前提になります。

前提条件に当てはまらないと判断した場合には、審査対象から除外しますので、注意してください。

1)学際性	・参画する学部・学科・コース等の特性が、それぞれ生かされているか ・研究内容は、いずれかの学部・学科・コース等に著しく偏ることがないか
2)組織性	・特定の学生に偏ることなく、複数の学生の参画が可能か ・地域社会や企業・団体との連携を具体的に展開できる可能性があるか
3)有効性	・これまでの学内教育にない、新たな特徴が認められるか ・学習効果は、何らかの評価手法により確認できるか ・プロジェクトで得られた成果は、広く内外に向けて発信できるか
4)発展性	・学内の新たな教育課程の編成等に向けた可能性があるか ・プロジェクトで得られた成果は、他の授業科目や教育課程に取り入れられるか
5)その他	・実施計画には無理がないか

## 6. 著作権について

1) 支援を受けて制作された映画等の著作物については、原則として大学が著作権を有することとなります。

2) その他の著作物の著作権の帰属については、制作後、協議・確認することとします。

## 7. 申請活動の過去の例(参考)

活動例	内容例
ロボットコンテストへの参加	設計・プログラム開発等を手がけたロボットで、学外のロボットコンテストに参加する。
映像作品の制作・出展	映像作品(実写・アニメーション・インスタレーション等)を企画・制作し、外部コンペに出展する。
美術館・博物館での子ども向けイベント支援	美術館・博物館等で開催する子ども向けイベントの企画に協力し、運営やコンテンツ制作に参画する。
五感を活用した語学教育プロジェクト	リズム・映像にリンクして発音やイントネーション等を効果的に学べる語学教材を開発する。
商店街活性化への協力	商店街の活性化を図るための企画に協力し、イベント企画・実行や魅力を高めるアイデアの提案等を行う。
地球外生命体探索プロジェクトへの参加	PC演習室のコンピュータを活用し、グリッドコンピューティングによる地球外生命体探索プロジェクトに協力する。

2020年度は、コロナ禍の状況を強く意識した上で、下記をヒントに、これまでにない自由な発想による斬新な取り組みの応募を期待しています。

- ▶ 非対面でできる、非対面だからこそ成果が上がる新しいテーマの研究
- ▶ リモートを活用した、リモートならではの新しいスタイルの『ものづくり』の研究
- ▶ 新しい生活様式に則した、新しい生活様式を便利にするようなアイデアの研究

## 8. Q&A(想定される質問と回答)

Q1. 他大学の学生等の学外の者を共同研究者とすることは可能ですか？

A1. 認められません。共同研究者は本学大学院生・学部生のみです。

学外者は謝金等の金銭の発生が伴わない研究協力者に留めてください。

Q2. 完全リモート非対面で研究を行うために必要なパソコン購入や通信費の支出は研究経費として認められますか？

A2. 認められません。パソコン等のOA機器は、今回の完全リモート非対面で研究を行う上で必要ですが、研究そのものではないので認められません。

完全リモート非対面で使用するパソコンは各自で用意してください。

通信費も、当該研究のみに使用したかどうかを判断することが難しいので、認められません。

Q3. 研究のため、一人で外出します。新型コロナウイルス感染予防のため、マスク、除菌シート・ジェル類、使い捨て手袋等の購入は経費として認められますか？

A3. 認められません。研究に直接寄与しない予防グッズ等は各自で用意してください。

Q4. 各参加者の自宅で研究を行うので、研究に必要な映像ソフトを参加者全員分購入しても良いですか？

A4. 全員分の購入は認められません。

参加者の役割によっては複数の購入を認める場合があります。予め、申請書に参加者の役割や理由を明記するとともに、活動経費欄に同一物品の複数購入の旨と個数を記載しておいてください。

Q5. 大学所有の撮影機材借用のための学内入構は認められますか？

A5. 指導(支援)教員を通じて、事前に許可を得た上で入構することは可能です。

なお、入構者は原則1名としてください。

今回のコロナ禍における研究は、大学にとっても未曾有の事態です。想定していなかった事象も発生することが予想されます。各自で判断せず、困ったことや不明なことは、その都度、担当窓口にご相談して、判断を仰いでください。

以上